

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年12月20日

水 曜 日

号 外

## 目 次

### 人事委員会規則

○平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則	1
○給料に関する規則の一部を改正する規則	4
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	6
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	
○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	8
○時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	9
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	

## 規 則

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

### 富山県人事委員会規則第576号

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

**第 1 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条第1項に規定する特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した者であって、同条の規定による給料を支給されるものをいう。

- (2) 施行日 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第50号。以下この条及び第6条において「平成29年改正条例」という。）の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成29年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成29年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

**第2条** 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第5条の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第5条の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもって当該各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 特殊勤務手当（月を支給単位とし、給料月額に一定の割合を乗じて支給額を定めているものに限る。）
- (4) 特地勤務手当
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当
- (6) 定時制通信教育手当
- (7) へき地手当
- (8) へき地手当に準ずる手当
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 休日勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 期末手当

## (13) 勤勉手当

**第 3 条** 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第15条その他の法令の規定による給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。第5条第2項において「第15条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の特例）

**第 4 条** 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則（平成27年富山県人事委員会規則第502号）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第5条第2項又は第3項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

**第 5 条** 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の額との合計額（給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の額との合計額（給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げ

る給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第15条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第5条の規定による給料については、適用しない。

(雑則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・職員課)

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

**富山県人事委員会規則第577号**

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 258号）の一部を次のように改正する。

別表第1 医療職給料表(2)の項中

		13 保健師
		14 学校給食の栄養管理業務に従事する学校栄養職員
		15 その他別に指定する医療技術職員

を

		13 保健師
		14 看護師（ただし、医療職給料表

		(3)の適用者を除く。)
		15 学校給食の栄養管理業務に従事 する学校栄養職員
		16 その他別に指定する医療技術職 員

に改める。

別表第 8 の表中

保 健 師	大 学 卒			5	3
		0		5	8
短 大 3 卒			1	5	3
	0	1		6	9

を

保 健 師	大 学 卒			5	3
		0		5	8
短 大 3 卒			1	5	3
	0	1		6	9
看 護 師	短 大 3 卒		1	5	別に定め る
		0	1	6	
短 大 2 卒			2.5	5	別に定め る
	0	2.5		8	

に改め、同表の備考の 1 中「保健師」の次に「、看護師」を加える。

別表第19の表中

保 健 師	大 学 卒	2 級 5 号給
	短 大 3 卒	1 級 20 号給

を

保 健 師	大 学 卒	2 級 5 号給
	短 大 3 卒	1 級 20 号給
看 護 師	短 大 3 卒	1 級 20 号給
	短 大 2 卒	1 級 15 号給

に改め、同表の備考の 3 中「第21条第 3 号」を「第21条第 4 号」に改め、「で保健

師」の次に「又は看護師」を加え、「「大学卒」にあつては2級9号給」を「それぞれ「大学卒」にあつては2級9号給、「短大2卒」にあつては1級23号給」に改める。

別表第20の備考の3中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

#### 富山県人事委員会規則第578号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第2行政職給料表の項中「116,900円」を「117,000円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(人委・職員課)

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

#### 富山県人事委員会規則第579号

## 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 262号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第 6 条関係）

初任給調整手当月額表

職員の区分 期間の区分	1 項職員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年未満	円 414,300	円 368,400	円 308,300	円 250,900	円 184,500	円 50,700	円 35,000
1 年以上 2 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	35,000
2 年以上 3 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	35,000
3 年以上 4 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	35,000
4 年以上 5 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	35,000
5 年以上 6 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	35,000
6 年以上 7 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	48,900	35,000
7 年以上 8 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	47,100	35,000
8 年以上 9 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	45,300	35,000
9 年以上 10 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	43,500	35,000
10 年以上 11 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	41,700	31,000
11 年以上 12 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	39,900	27,000
12 年以上 13 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	38,100	23,000
13 年以上 14 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	36,300	19,000
14 年以上 15 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	34,900	15,000
15 年以上 16 年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	33,500	12,500
16 年以上 17 年未満	409,900	364,400	305,000	248,300	182,900	32,100	10,000
17 年以上 18 年未満	405,500	360,400	301,700	245,700	181,300	30,700	7,500
18 年以上 19 年未満	401,100	356,400	298,400	243,100	179,700	29,300	5,000
19 年以上 20 年未満	396,700	352,400	295,100	240,500	178,100	27,900	2,500
20 年以上 21 年未満	392,300	348,400	291,800	237,900	176,500	26,500	
21 年以上 22 年未満	372,900	331,500	278,000	225,900	167,300	25,900	
22 年以上 23 年未満	353,100	314,300	264,000	214,000	157,500	25,300	
23 年以上 24 年未満	333,800	297,600	250,500	202,000	148,400	24,300	
24 年以上 25 年未満	314,400	280,700	236,600	190,200	138,700	23,700	
25 年以上 26 年未満	294,900	263,800	222,900	178,400	129,500	23,100	
26 年以上 27 年未満	272,200	243,000	205,300	164,000	118,500	22,500	
27 年以上 28 年未満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	21,900	
28 年以上 29 年未満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	21,100	
29 年以上 30 年未満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	20,800	
30 年以上 31 年未満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	20,400	

31年以上32年未満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	19,800	
32年以上33年未満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	18,900	
33年以上34年未満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	18,000	
34年以上35年未満	57,100	54,200	48,800	38,600	27,300	17,300	

**備考**

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1 項職員」とは、第 2 条第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは、同条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは、同条第 3 項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1 種」とは、第 2 条第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは、同項第 2 号の職を占める職員を、「3 種」とは、同項第 3 号の職又は第 2 条第 1 項行政職を占める職員を、「4 種」とは、同項第 4 号の職を占める職員を、「5 種」とは、同項第 5 号の職を占める職員をいう。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成 29 年 12 月 20 日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

**富山県人事委員会規則第 575 号**

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和 48 年富山県人事委員会規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項第 3 号中「4,250 円」を「5,100 円」に改め、同項第 4 号中



「1,500円」を「1,800円」に、「3,000円」を「3,600円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(人委・職員課)

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

**富山県人事委員会規則第580号**

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第268号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 寒冷地手当 当該手当の月額

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の時間外勤務手当等に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(人委・職員課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年12月20日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

---

**富山県人事委員会規則第581号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 271号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の98.5以上 100分の 170以下」を「100分の108.5以上 100分の 190以下」に、「100分の 123.5以上 100分の 210以下」を「100分の 133.5以上 100分の 230以下」に改め、同項第2号中「100分の91以上 100分の98.5未満」を「100分の 101以上 100分の 108.5未満」に、「100分の 113.5以上 100分の 123.5未満」を「100分の 123.5以上 100分の 133.5未満」に改め、同項第3号中「100分の82以上 100分の83.5以下」を「100分の92以上 100分の93.5以下」に、「100分の 102以上 100分の 103.5以下」を「100分の 112以上 100分の 113.5以下」に改め、同項第4号中「100分の82未満」を「100分の92未満」に、「100分の 102未満」を「100分の 112未満」に改める。

第25条第1号中「100分の40.0超」を「100分の45.0超」に、「100分の50.0超」を「100分の55.0超」に改め、同条第2号中「100分の40.0」を「100分の45.0」に、「100分の50.0」を「100分の55.0」に改め、同条第3号中「100分の40.0未満」を「100分の45.0未満」に、「100分の50.0未満」を「100分の55.0未満」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（人委・職員課）